

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 平成30年第4回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第161号 川崎市久末老人デイサービスセンター条例を廃止する
条例の制定について

資料1 議案第161号 川崎市久末老人デイサービスセンター条例を廃
止する条例の制定について

平成30年11月21日

健康福祉局

議案第 161 号 川崎市久末老人デイサービスセンター 条例を廃止する条例の制定について

1 施設の概要

(1) 名称等

名 称	川崎市久末老人デイサービスセンター
位 置	高津区久末 4 5 3 番地
構造・規模	鉄筋コンクリート造平屋建
延べ床面積	849.15㎡
定 員	35人

(2) 事業

ア 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供並びに老人福祉法の規定により措置を受けた者の通所による便宜の供与に関すること。

イ 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人等からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。

ウ 居宅において介護を受ける老人等に対する援助に関すること。

エ 居宅介護支援の提供に関すること。

(3) 管理運営

指定管理者が管理運営を行っている。

2 廃止理由

川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画（平成30年3月策定）において、老人デイサービスセンターについては、民間で十分なサービスが提供されている状況（平成29年4月1日現在、292事業所）となっていることから、利用者が他の事業所で継続してサービスを利用できるよう対策を講じた上で、指定管理期間の更新時には、現施設を廃止することとされた。

上記計画に基づき、久末老人デイサービスセンターを指定管理期間が終了する平成30年度末をもって廃止するものである。